

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 12 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 5 月に結婚したが、51 年 3 月か 4 月頃、妻が自分自身と私の国民年金保険料の納付書が送付されていないことを不審に思い、A 市役所に出向いて調べてもらったところ、夫婦共に国民年金に未加入であることが分かったため、妻がその場で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、20 歳まで遡ることもできると言われたそうだが、夫婦二人分を納付することは困難だったので、昭和 51 年 4 月からの二人分の国民年金保険料を妻が同市役所窓口か近くの銀行で納付した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について、妻の分は納付済みとなっているのに、私の分だけが未納となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、当該記号番号の前後の記号番号の任意加入者の資格取得日から昭和 52 年 4 月頃と推認できる上、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿の備考欄に、「届出 昭和 52 年 4 月 8 日」のゴム印が押されていることから、同日に加入手続が行われたことが確認でき、その時点においては、申立期間の国民年金保険料を現年度納付により納付することが可能である。

また、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間より後の国民年金加入期間についても、未納は無く、申立人は、「夫婦二人の国民年金の加入手続及び保険料の納付については、妻が全て行ってくれた。」としているところ、オンライン記録上、申立人の妻の当該期間に係る国民年金保険

料は納付されている上、申立人及びその妻に係るA市の国民年金被保険者名簿の「保険料に関する記録」欄において、両者の申立期間直後の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料の納付日は同日となっていることが確認できることから、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑩までに支給された各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は35万2,000円、同年12月19日は26万9,000円、16年7月20日は17万2,000円、同年12月20日は24万2,000円、17年7月20日は17万9,000円、同年12月20日は19万8,000円、18年7月20日は22万6,000円、同年12月20日は25万1,000円、19年7月20日は15万3,000円、同年12月20日は26万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は申立期間⑪に係る標準賞与額15万5,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万5,000円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年7月20日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年7月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月20日
⑩ 平成19年12月20日
⑪ 平成21年7月17日

私の所持している賞与の支給明細書を確認したところ、A社から支給された申立期間の各賞与から、厚生年金保険料が控除されているにもか

かわらず、当該各賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、各申立期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑩までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑪については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人から提出された賞与支給明細書の写しにより、申立人は、申立期間①から⑩までに支給された各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間①から⑩までの期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月18日は35万2,000円、同年12月19日は26万9,000円、16年7月20日は17万2,000円、同年12月20日は24万2,000円、17年7月20日は17万9,000円、同年12月20日は19万8,000円、18年7月20日は22万6,000円、同年12月20日は25万1,000円、19年7月20日は15万3,000円、同年12月20日は26万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時、A社の代表取締役であった者は、「当時の資料等が無いので不明である。」としているが、オンライン記録において、申立人の申立期間①から⑩までの期間に係る標準賞与額が全て確認できない上、

申立期間①から⑩までの同社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚について、これら同僚から提出された賞与支給明細書により当該期間に係る賞与から保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主は、当該期間に支払われた賞与について、社会保険事務所（当時）へ届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑪については、前述の賞与支給明細書の写しにより、当該期間に係る標準賞与額（15 万 5,000 円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 15 万 5,000 円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑩までに支給された各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は62万5,000円、同年12月19日は56万3,000円、16年7月20日は39万5,000円、同年12月20日は49万4,000円、17年7月20日は45万7,000円、同年12月20日は50万2,000円、18年7月20日は32万円、同年12月20日は46万8,000円、19年7月20日は33万2,000円、同年12月20日は32万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は申立期間⑪に係る標準賞与額15万3,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万3,000円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年7月20日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年7月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月20日
⑩ 平成19年12月20日
⑪ 平成21年7月17日

私の所持している賞与の支給明細書を確認したところ、A社から支給された申立期間の各賞与から、厚生年金保険料が控除されているにもか

かわらず、当該各賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、各申立期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑩までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑪については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人から提出された賞与支給明細書の写し等により、申立人は、申立期間①から⑩までに支給された各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間①から⑩までの期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書の写し等により確認又は推認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月18日は62万5,000円、同年12月19日は56万3,000円、16年7月20日は39万5,000円、同年12月20日は49万4,000円、17年7月20日は45万7,000円、同年12月20日は50万2,000円、18年7月20日は32万円、同年12月20日は46万8,000円、19年7月20日は33万2,000円、同年12月20日は32万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時、A社の代表取締役であった者は、「当時の資料等が無いので不明である。」としているが、オンライン記録において、申立人の申立期間①から⑩までの期間に係る標準賞与額が全て確認できない上、

申立期間①から⑩までの同社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚について、これら同僚から提出された賞与支給明細書により当該期間に係る賞与から保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主は、当該期間に支払われた賞与について、社会保険事務所（当時）へ届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑪については、前述の賞与支給明細書の写しにより、当該期間に係る標準賞与額（15万3,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を15万3,000円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑩までに支給された各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は18万3,000円、同年12月19日は19万円、16年7月20日は7万7,000円、同年12月20日は23万円、17年7月20日は18万2,000円、同年12月20日は21万1,000円、18年7月20日は26万5,000円、同年12月20日は36万5,000円、19年7月20日は28万8,000円、同年12月20日は37万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は申立期間⑪に係る標準賞与額20万4,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を20万4,000円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年7月20日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年7月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月20日
⑩ 平成19年12月20日
⑪ 平成21年7月17日

私の所持している賞与の支給明細書を確認したところ、A社から支給された申立期間の各賞与から、厚生年金保険料が控除されているにもか

かわらず、当該各賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、各申立期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑩までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑪については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人から提出された賞与支給明細書の写し等により、申立人は、申立期間①から⑩までに支給された各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間①から⑩までの期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書の写し等により確認又は推認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月18日は18万3,000円、同年12月19日は19万円、16年7月20日は7万7,000円、同年12月20日は23万円、17年7月20日は18万2,000円、同年12月20日は21万1,000円、18年7月20日は26万5,000円、同年12月20日は36万5,000円、19年7月20日は28万8,000円、同年12月20日は37万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時、A社の代表取締役であった者は、「当時の資料等が無いので不明である。」としているが、オンライン記録において、申立人の申立期間①から⑩までの期間に係る標準賞与額が全て確認できない上、

申立期間①から⑩までの同社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚について、これら同僚から提出された賞与支給明細書により当該期間に係る賞与から保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主は、当該期間に支払われた賞与について、社会保険事務所（当時）へ届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑪については、前述の賞与支給明細書の写しにより、当該期間に係る標準賞与額（20万4,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を20万4,000円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は42万円、17年12月22日は45万円、18年8月5日は80万円、同年12月22日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年12月22日
③ 平成18年8月5日
④ 平成18年12月22日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与一覧表等の写しから、申立人は、申立期間①において42万円、申立期間②において45万円、申立期間③において80万円、申立期間④において50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消

滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は30万円、17年12月22日は28万円、18年8月5日は30万円、同年12月22日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年12月22日
③ 平成18年8月5日
④ 平成18年12月22日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与一覧表等の写しから、申立人は、申立期間①において30万円、申立期間②において28万円、申立期間③において30万円、申立期間④において35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消

滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年12月24日は25万円、17年12月22日は24万円、18年8月5日は21万円、同年12月22日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年12月22日
③ 平成18年8月5日
④ 平成18年12月22日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与一覧表等の写しから、申立人は、申立期間①において25万円、申立期間②において24万円、申立期間③において21万円、申立期間④において25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消

滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月24日

A社において、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与一覧表等の写しから、申立人は、申立期間において23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成17年12月22日は3万円、18年8月5日は9万円、同年12月22日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月22日
② 平成18年8月5日
③ 平成18年12月22日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与一覧表等の写しから、申立人は、申立期間①において3万円、申立期間②において9万円、申立期間③において25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当

該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年8月5日は150万円、同年12月22日は80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月5日
② 平成18年12月22日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与一覧表等の写しから、申立人は、申立期間①において150万円、申立期間②において80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年8月5日は100万円、同年12月22日は65万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月5日
② 平成18年12月22日

A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与一覧表等の写しから、申立人は、申立期間①において100万円、申立期間②において65万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料についても事業主が納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和62年5月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和61年10月から62年4月までの標準報酬月額については19万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和61年5月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間及び62年1月1日から同年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、標準報酬月額（19万円、20万円、26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、61年5月から同年9月までは19万円、同年11月は20万円、62年1月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人の当該期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月1日から62年5月1日まで

私は、申立期間においてA社B営業所に勤務していたが、ねんきん定期便によると、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、昭和61年10月31日となっている上、被保険者記録が確認できる期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与よりも低くなっていることが分かった。

私が所持している給与支払報告書等により、申立期間の一部について、社会保険料が給与から控除されていたことが確認できるので、昭和61年10月31日以降の期間を被保険者期間として認めるとともに、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、申立人は、昭和61年10月31日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和61年10月31日（現在は、本件とは別の事案に係る年金記録確認第三者委員会のあっせんにより、昭和62年5月8日に訂正されている。）に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、62年5月8日付けで、同社の被保険者32人（申立人を含む。）について、61年10月31日に遡って被保険者資格の喪失日に係る記録が訂正又は入力処理され、10人について、被保険者資格の取得日及び喪失日又は取得日のみに係る記録が取り消されていることが確認できる上、当該訂正等処理前の記録及び複数の同僚の回答から判断すると、申立期間において、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和62年5月1日であると認められる。

また、昭和61年10月から62年4月までの標準報酬月額については、申立人に係る61年10月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違についても申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立期間のうち、昭和61年5月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間及び62年1月1日から同年2月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、61年5月1日から同年10月1日までの期間は10万4,000円、同年10月1日から同年10月31日までの期間は19万円と記録されているところ、当該定時決定の記録により、同年5月から同年7月までの申立人の報酬月額の平均額は、標準報酬月額19万円に相当する額であったと推認される上、申立人から提出された雇用保険被保険者離職票によると、同

年 12 月は標準報酬月額 20 万円に相当する報酬月額が、62 年 2 月は標準報酬月額 26 万円に相当する報酬月額が支給されていることが確認できる。

また、申立期間の大部分において A 社に係る被保険者記録が確認できる者で、申立人とは別の営業所に勤務していたとする者が所持している給与明細書によると、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う保険料ではなく、毎月実際に支払われた報酬月額に相当する標準報酬月額に見合う保険料が控除されていること、及び給与支払月の前月分の保険料が控除されていることが確認できる上、申立人から提出された昭和 62 年の給与支払報告書により確認できる社会保険料等の金額は、雇用保険被保険者離職票により確認できる同年 1 月から 4 月までの各月の賃金額に相当する標準報酬月額に見合う社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料の合計額）とほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 61 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び 62 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、61 年 5 月から同年 9 月までを 19 万円、同年 11 月を 20 万円、62 年 1 月を 26 万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から 62 年 1 月 1 日までの期間及び 62 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、前述の雇用保険被保険者離職票により確認できる昭和 61 年 11 月、62 年 1 月、同年 3 月及び同年 4 月に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも当委員会が妥当とする標準報酬月額 19 万円を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資料が無く、不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を 38 万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 15 年 8 月 26 日まで
ねんきん定期便によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低くなっていることが分かった。

当時は約 38 万円の給料を支給されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、当初、申立人が主張する 38 万円と記録されていたところ、平成 15 年 1 月 6 日付けで、12 年 11 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A社が適用事業所でなくなった日である 15 年 8 月 26 日まで継続していることが確認できる。

しかし、当該遡及訂正処理について、年金事務所は、「事業所からの届書に基づいて処理されたものと思料されるが、資料がないため、その経緯については確認できない。」としているものの、A社の事業主の娘は、「私が、平成 14 年 11 月にA社に入社した時点において、同社には社会保険料の滞納が相当あり、父が経営コンサルタントに相談の上、引き下げの手続を行ったかもしれない。」としている上、申立人から提出された平成 13 年分の給与所得の源泉徴収票により確認できる給与の支払額は、申立人の訂正前の標準報酬月額（38 万円）の約 12 か月分に相当する額であることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において、

当該事業所の有限責任社員であったことが確認できるものの、前述の事業主の娘は、「社会保険事務については、社長が行っており、申立人はずっと現場B職であった。」としていることから、申立人は、当該事業所の社会保険事務について権限を有しておらず、当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た 38 万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から33年11月まで

私は、昭和31年4月から33年11月までA社B工場に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の回答により、期間は特定できないものの、申立人は、同社B工場に勤務していたものと推認される。

しかし、前述の複数の者は、申立人がA社B工場に勤務していた期間までは覚えておらず、申立人が姓のみを覚えている同僚二人のうちの一人は、申立期間において同社B工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、既に死亡しており、残りの一人は、申立期間において同社B工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間において、申立人の氏名は確認できない上、同社B工場は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の役員及び給与事務担当者であったと推認される者は既に死亡又は所在不明により事情を聴取できないほか、同社B工場に係る被保険者記録が確認できる複数の者（前述の複数の者を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 9 月及び同年 10 月

夫が生前、給与明細書を転記していたメモによると、夫は申立期間にA社から給与をもらっていたことが確認できるのに、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された、申立人が生前、申立期間当時の給与明細書を転記していたとするメモによると、申立人は、申立期間当時、A社から給与を受け取っていたものと推認される。

しかし、当該メモに記載されている社会保険料の金額は、申立人の給与支給額から算出した申立期間当時の厚生年金保険料及び健康保険料の合計額よりも低い金額となっていることから、当該メモからは、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた状況はうかがえない。

また、オンライン記録において、A社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないものの、事業所名簿等により、同社はB社に名称を変更している可能性がうかがえるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない。

さらに、B社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、そのうちの一人は、「私が入社した後、3か月間ぐらい試用期間があり、その後正社員になってから厚生年

金保険に加入したと思う。」としていることから、同社は、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させてはいなかった可能性がある。

加えて、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の役員も死亡又は所在不明により事情を聴取することができない上、前述の複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 1017 (事案 654 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 23 日から 40 年 4 月 5 日まで
② 昭和 40 年 4 月 5 日から同年 8 月 29 日まで

私は、申立期間①において A 社に、申立期間②において B 社にそれぞれ勤務していた。厚生年金保険の記録によると、申立期間については脱退手当金を支給していることになっているが、納得がいかないため、年金記録確認の申立てをしたところ、平成 22 年 9 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取った。

しかし、私と同じ日に B 社を退職し、同じ日に脱退手当金を支給された記録となっている同僚については、記録の訂正が認められており納得がいかなないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間後に 2 回加入した C 共済組合から、退職の都度、それぞれ退職一時金を支給されたことが確認できるが、申立人は退職一時金を受給した記憶も無いとしているところ、退職一時金及び脱退手当金の双方が申立人の意思に反して請求されたとは考え難い上、申立人は、退職後に国民年金に加入しておらず、年金に対する意識は高くなかったものと考えられるほか、脱退手当金に関する一連の事務処理に不自然な点は認められないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、退職日及び脱退手当金の支給日が申立人と同じ日とさ

れている同僚について、記録の訂正が認められたことをもって自身の記録の訂正についても認めるよう、再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾がないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

前述の同僚については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等に記載されている生年月日が誤って記載されており、本来、脱退手当金の裁定があれば訂正されるべきものが訂正されていないことなど申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が認められる一方、本事案では、前述のとおり、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人は、申立期間後に2回加入したC共済組合から、退職の都度、それぞれ退職一時金を支給されていることが確認でき、退職一時金及び脱退手当金の双方が申立人の意思に反して請求されたとは考え難いことなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 4 月から A 社の B 店に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該事業所に係る資格取得日が同年 11 月 1 日となっており、申立期間の記録が無いことが分かった。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が覚えていた複数の同僚（姓のみ覚えていた同僚については、当該同僚であると推認できる者を含む。）については、死亡又は所在不明等により事情を聴取することができない上、申立期間及びその前後の期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者はいないことから、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことを特定することはできなかった。

また、申立期間及びその前後の期間において、A 社に係る被保険者記録が確認できる者で、C 職だったとする複数の者は、「C 職の従業員は入社と同時に厚生年金保険に加入させていたようだが、D 職には、見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかったようだ。」としているところ、申立人と同じ昭和 46 年 11 月 1 日に当該事業所に係る被保険者資格を取得した複数の者は、「入社時期と厚生年金保険の加入時期が異なっている。」としている上、申立人の供述から、ほぼ同時期に入社したとされる同僚及び 46 年夏頃に入社したとされる同僚の資格取得日は、同年 11 月 1 日となっていることから、申立期間当時、当該事業

所は、全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、死亡のため事情を聴取できない上、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月12日から35年10月1日まで
私は、昭和32年3月から35年9月まで、A社に勤務していたが、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日が32年9月12日となっており、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。
継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る同僚を覚えておらず、「長男が生まれたのは、当該事業所を退職した後だった。」としているところ、戸籍謄本によると、申立人の長男の生年月日は、昭和32年*月*日であることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人と同じ同年3月1日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、「申立人と一緒に入社したが、私が昭和33年5月に退社したときには、申立人は在職していなかった。」としているほか、申立期間において当該事業所に係る被保険者資格を取得している複数の者は、「入社時に申立人は在籍していなかった。」としていることから、申立人は申立期間において勤務していなかった可能性がある。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員は、死亡又は所在不明のため事情を聴取できない上、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が

給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 43 年 2 月 11 日まで
年金事務所から送られてきた通知によると、私は、申立期間について、昭和 43 年 8 月 8 日に脱退手当金を受給したことになるが、私は、この時点において、既に結婚し、転居していることから、請求も受給も出来なかったと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額については、計算上の誤りは無く、支給決定日についても、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 43 年 8 月 8 日となっているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人は、「私は、脱退手当金が支給決定されたとされている時期に、既に結婚し、転居していたので請求も受給も出来なかったと思う。」としているところ、申立期間に払い出された申立人の厚生年金保険被保険者記号番号に係る払出簿及び前述の被保険者原票において、申立人の姓は改姓されていないこと、並びに住民票謄本及び戸籍謄本から、申立人は、昭和 43 年 4 月 4 日に転居先の住民となり、同年 4 月 * 日に婚姻したことが確認できるものの、脱退手当金については、事務処理上、請求から支給まで数か月を要する場合もあることを考慮すると、本件では、改姓前に既に請求されていた可能性がある上、脱退手当金の受給については、裁定を行った社会保険事務所（当時）以外の金融機関において受領すること

ができたことから、当該主張をもって申立期間の脱退手当金が請求及び受給できなかったものとはいえ、ほかに当該脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から52年4月まで

私は、申立期間のうち、各年の11月頃からその翌年の4月頃までの半年間、数回にわたり、A社でB職として勤務した。

同僚にはA社に係る厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、私には無いのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社（商業登記簿謄本によると、昭和53年3月*日にA社からC社に商号変更。所在地は、D県）に係る申立人の雇用保険の記録（資格取得日は昭和51年11月20日、離職日は52年4月22日）により、申立人は、少なくとも申立期間の一部である雇用保険の加入記録が確認できる期間において、A社に勤務していたことが確認できるものの、当該期間以外については、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人が当該事業所に勤務していたことを確認することができなかった。

また、申立期間当時、A社のE職であったとする者は、「半年間のみ勤務している者は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」としているところ、雇用保険の記録によると、申立人が、「私を当該事業所に紹介した。」とする同僚については、昭和46年2月から53年3月までの期間において、1年のうち数か月間、数回にわたって当該事業所に勤務していたこと、申立人が覚えていた別の同僚のうちの一人名については、46年6月12日から同年8月6日までの期間において当該事業所に勤務していたことがそれぞれ確認できるが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者

記録はそれぞれ確認できない。

さらに、前述の申立人が覚えていた同僚のうちの一人は、申立期間以前において、F社（健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在地はG県であることが確認できるが、事業主は申立事業所に係る商業登記簿上の代表取締役と同じ氏名であることが確認できる。）及びH社（所在地及び事業所整理記号が申立事業所とは異なるが、商業登記簿により、同一事業所であることが確認できる。）に係る被保険者記録が確認できるが、これらの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の氏名は確認できない。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月20日から43年9月15日まで
私の年金記録を確認したところ、A社における申立期間の脱退手当金が支給されたことになっていたが、私は、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を喪失した昭和43年9月15日の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格のある11人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9人に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、うち7人が当該事業所に係る資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、支給記録のある者で事情を聴取できた者は、「退職するときに会社から脱退手当金の説明があった。」としているほか、当該事業所は、「当時、従業員が退職する際、厚生年金保険の記録をそのままにするか、又は脱退手当金を受け取るかを本人に確認し、脱退手当金の受給を希望する者には、書類を作成し、本人に確認の上、本人印を押してもらい、社会保険事務所（当時）へ提出していた。」と回答していることから、当該事業所においては事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられ、申立人は資格喪失日から2か月後に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、脱退手当金の支給決定を行ったことを示す「脱・B」の表示が確認できる

上、申立期間に係る脱退手当金の支給額については、計算上の誤りは無く、支給決定日についても、申立人の当該事業所に係る被保険者資格喪失日から2か月後の昭和43年11月15日となっているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。